

# 三重県立こころの医療センター患者給食業務委託契約書（案）

委託者 三重県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）並びに代行者（以下「丙」という。）は、甲の施設「三重県立こころの医療センター」（所在地：三重県津市城山1丁目12番1号）での患者給食等の食事サービス業務について委託契約を締結する。

## （総則）

第1条 乙は、患者等の食事の提供業務が、患者に対する治療の一環であることを認識の上、別添の「三重県立こころの医療センター患者給食業務委託仕様書」及び「患者給食業務企画提案書」に基づき誠実に委託業務を遂行する。

## （履行の場所）

第2条 委託業務の実施場所は三重県立こころの医療センター内とする。

## （契約の期間）

第3条 本契約の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## （経費の負担）

第4条 甲が乙に委託する給食業務の内容及び経費の負担は、仕様書別記1「業務分担表」及び仕様書別記2「経費の負担区分表」のとおりとする。

## （業務の委託料）

第5条 甲は、委託業務に要する経費として、下記の委託料と仕様書別記3に定める食材費を乙に支払うものとする。

なお、支払方法は、仕様書別記4のとおりとする。

業務委託料契約金額 円  
（うち消費税額及び地方消費税額 円）

## 【内訳】

令和元年度	0円（うち消費税額及び地方消費税額	0円）
令和2年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和3年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和4年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）

## （サービスレベルの設定）

第6条 甲は、乙の委託事業が仕様書別記5「給食業務委託サービスレベル設定表」に定めるサービスレベル基準により、委託料を減額することができるものとする。減額の割合及び精算方法については、仕様書別記6「委託料減額基準」に定める。

なお、甲の過失により乙に損害が生じた場合は、損害相当分を乙に支払うものとする。

(仕様書の変更)

第7条 甲は、必要があると認める時は、仕様書の変更内容を乙に通知して委託業務内容を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められる時は、委託料又は食材費を増額又は減額することができる。

(物価変動に基づく委託料、食材費の変更)

第8条 甲又は乙は、物価水準の変動により委託料又は食材費が著しく不適當になったと認められた時は、相手方に対して委託料又は食材費の変更を求めることができる。

(業務委託料等の変更方法等)

第9条 業務委託料等の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料等の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

4 第35条の規定による変更契約においては、前各項の適用外とする。

(債務負担行為に係る契約の特例)

第10条 債務負担行為にかかる契約において、各会計年度における委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和元年度	0円
令和2年度	円
令和3年度	円
令和4年度	円

2 甲は、予算の都合上その他の必要がある時は、前項の支払限度額を変更することができる。

(責任者の選任)

第11条 乙は、甲の病院における乙の総括責任者及び作業責任者を配置する。

(従業員変更の要求)

第12条 甲は、乙の従業員のうち病院運営上著しく不適當と認められる者について、従業員の変更を求めることができる。

(衛生管理及び健康管理)

第13条 乙は、給食による事故防止のため衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康

管理に努めなければならない。

（業務報告）

第14条 乙は、仕様書等に基づいて業務日誌等を作成し、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、仕様書等に基づく他、委託業務の履行が著しく困難となる事情が生じた時、又はその他連絡が必要と認められる事項が発生した時は、甲へ報告しなければならない。

（業務の検査等）

第15条 甲は、乙の委託業務について仕様書等に基づく内容により、毎月1回以上又は随時にその状況の検査を行わなければならない。

2 甲は、前項の検査について乙から報告を求め、仕様書等に適合しないと認められる場合には、作業の手直し等を命じることができる。この場合、乙は手直し等の結果を文書で報告しなければならない。

（法令上の責任）

第16条 乙は、業務関係者に対する労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

（秘密の保持・個人情報の保護）

第17条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た業務内容及び甲の患者、職員に関する秘密は他に漏らしてはならない。特に個人情報については、仕様書別記8「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

（権利義務の譲渡の禁止）

第18条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、『三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号）』（以下「規程」という。）第39条に基づき、支出命令権者が企業出納員に対して支出命令を発した時点で生じるものとする。

（施設・設備の貸与及び保守）

第19条 甲乙協議の上、甲は、乙に対し甲の給食施設を使用させるとともに給食設備を貸与するものとし、乙はその使用にあたっては細心の注意を払い維持管理に努めなければならない。また、貸与及び保守の内容については、仕様書のとおりとする。

（施設・設備の修理）

第20条 乙は、使用を許可された給食施設及び貸与された給食設備に修理等の必要が生じたときは遅滞なく甲に申し出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行う。

ただし、乙の責任に帰す原因により修理の必要が生じたときは甲の許可を得て乙の責任において修理を行う。

（事故等に対する対処）

第21条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

（不当介入に対する措置）

第22条 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 甲に報告すること。
  - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- 2 乙が前項2号又は3号の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

（代行者の責務）

第23条 乙は、火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となったとき、乙の申し出に伴い甲が委託業者の代行の必要性を認めた場合は、丙が代行して業務を履行しなければならない。その場合において、丙は乙に代わって各契約条項を順守するとともに乙の義務が免責されるものではない。

- 2 甲は、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、丙に対して委託業務を完成すべきことを請求することができる。
- 3 丙は、前項の請求があったときは、第17条の規定にかかわらずこの契約に基づく乙の権利及び義務を承継するものとする。ただし、この場合であっても乙の契約違反についての義務は免責されるものではない。
- 4 第25条、第26条により甲乙間において契約解除された時は、丙は乙に代わって業務を代行しなければならない。

（契約の解除等）

第24条 甲または乙は、契約期間中に本契約を解除するときは原則として2ヶ月前までに、契約の一部を変更しようとするときは原則として1ヶ月前までに相手方に申し出、協議することとする。

（甲の解除権）

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当する時は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に業務を履行する見込みがないと明らかに認められる時。

- (2) 委託業務履行が著しく不誠実と認められ、又は本契約を誠実に履行する意思がないと認められる時。
  - (3) 第14条の義務に違反した時。
  - (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けた時。
  - (5) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められる時。
  - (6) 乙が、第26条の規定によらないで契約の解除を申し出た時。
  - (7) 乙が行政処分を受けた時。
  - (8) 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、甲の業務の遂行に支障をきたした時。
  - (9) 前各号の他、乙が本契約に違反した時。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した時は、委託業務の出来高を検査のうえ当該検査した部分の出来高部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合において甲に損害が生じた時は、その損害に相当する額についても甲に支払わなければならない。

#### (乙の解除権)

- 第26条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により委託業務を履行することが不可能となった時は、本契約を解除することができる。この場合、甲は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として乙に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において損害が生じた時は、甲に対して契約保証金又は前条の違約金を超える部分について、その賠償を求めることができる。

#### (委託業務の引継等)

- 第27条 乙は、本契約が終了し、又は全部若しくは一部を解除した場合において、甲及び甲が指定する者が委託業務を継続（成果品等を利用した事業を含む。）するために必要な措置を講じ、支援するものとする。
- 2 前項に規定するほか、前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議のうえ定めるものとする。

#### (業務委託料の精算)

- 第28条 甲又は乙は、第25条又は第26条の規定により本契約を解除された時は、業務委託料を精算するものとする。

#### (損害賠償)

- 第29条 乙は、委託業務実施にあたり甲に損害を与えた時は、これを賠償しなければならない。また、第三者に損害を及ぼした時も同様とする。
- 2 甲は、第三者に及ぼした損害について、その原因が甲の責に帰する事由による時、通常避けることができない天災・火災・騒音・振動・盗難その他不可抗力によるもの、又は乙が

契約に基づき善良な委託業務の履行を怠らなかった時は、これを賠償しなければならない。

- 3 甲及び乙は、前項の場合その他委託業務を行うことについて、第三者との間に紛争が生じた場合においては、協力してその処理解決にあたるものとする。

(調査等)

第30条 甲は必要があると認めた時は、委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。また、甲は、安定的な履行確保の確認のため、必要に応じて、乙に対して各会計年度における最新の財務諸表(写し)の提出を求め、経営状況の説明を受けるものとする。

(緊急の措置)

- 第31条 甲は、病院運営上緊急の措置を要する時は、乙に対して必要な措置を執ることを求めることができる。
- 2 乙は、前項の措置を遅滞なく執らなければならない。また、措置完了後においては、甲へ遅滞なく報告しなければならない。
  - 3 甲乙は、前項による措置に要した費用のうち、契約金額に含めることが不相当であると認められる部分については、協議のうえこれを負担するものとする。

(障がいを理由とする差別の解消の推進)

第32条 乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(契約外事項)

第33条 本契約に定めのない事項は、日本国法令及び三重県条例規則の定めによるものとする。

(管轄裁判所)

第34条 本契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(消費税率改定)

第35条 消費税率及び地方消費税率について、税率が改定されることが確定した際に変更契約を行う。

(その他)

第36条 本契約の解釈で疑義が生じた場合及び本契約に定めがない場合は甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証として本契約書3通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県病院事業庁 病院事業庁長 加藤 和浩

乙

丙